

私立幼稚園*における保育料等の助成について



* 私学助成対象幼稚園に限る

幼児教育・保育の無償化の対象範囲表

児童区分	基本保育料	預かり保育料	給食費	その他の経費
年少児～年長児 (保育の必要性ありと認定を受けた児童)	【無償化対象】 月額上限 25,700円 ※差額は保護者負担です。	【無償化対象】 月額上限 ・日額450円×利用日数 ・月額11,300円 のいずれか低い方	保護者負担 ※2一部児童の副食費(主食を除くおかず代等)に補助あり	保護者負担
年少児～年長児 (上記以外)		保護者負担		
満3歳児		保護者負担 (※1一部児童に補助あり)		

1 幼児教育・保育の無償化の対象となる経費

(1) 基本保育料

- 【対象児童】 満3歳以上のすべての児童 ※市の認定が必要です。裏面を参照してください。
- 【上限額】 月額25,700円(国基準)
- 【支給方法】 保護者に代わって市が園に基本保育料を支払います。
(月額25,700円を超える額は保護者負担になります)

(2) 預かり保育料

- 【対象児童】 ・年少児～年長児で保育の必要性の認定を受けた児童
・市民税非課税世帯の満3歳児で保育の必要性の認定を受けた児童
※いずれの場合も市の認定が必要です。裏面を参照してください。
- 【上限額】 「日額450円×利用日数」または「11,300円」のいずれか低い方(国基準)
- 【支給方法】 保護者に代わって市が園に預かり保育料を支払います。

～預かり保育については、預ける必要のない日や時間帯は利用しないなど、これまでどおり各園で定める決まりにしたがって利用してください。～

2 幼児教育・保育の無償化の対象とならない経費(保護者負担)

(1) 給食費

給食費については、幼児教育・保育の無償化の対象ではなく、原則保護者の方の負担になりますが、次の対象児童の給食費のうち、副食費(主食費を除くおかず代など)については、申請に基づき、助成を行います。

【対象児童】

- (1) 保護者(父母)及び家計の主権者の市県民税の合計額が77,101円未満の世帯の児童
- (2) 第3子以降の児童(小学校3年生以下の兄弟を第1子とした場合)
- (3) 第3子以降の児童(兄弟の年齢制限なし)

※(1)(2)は国制度、(3)は東根市独自の制度です。

※いずれの場合も、申請手続きが必要です(園を通じて申請の案内があります)。

【上 限 額】 「1食あたり副食費相当額※×日数」または「月額4,500円」のいずれか少ない方
 ※1食当たりの副食費が算出できない場合は、1食あたり225円とします。

【支給方法】 一旦、園に給食費をお支払いいただき、後日園を通じた払い戻しとなります。

(2) その他の経費

通園送迎費、冷暖房費、施設整備費など

3 施設等利用給付認定にかかる手続き

(1) 基本保育料のみの場合

【申請方法】 必要書類を、在園している園が定める日までに園に提出してください。

【必要書類】 子育てのための施設等利用給付認定申請書 【認定参考様式その1】

【認定方法】 申請内容について市が審査のうえ認定の可否を決定し、園を通じて保護者に書面で通知します。

(2) 基本保育料+預かり保育料(必要な方のみ) の場合

【対象児童】 預かり保育を利用する児童※で、児童の両親(ひとり親世帯の場合には当該保護者)が、下表のいずれかの保育の必要性の理由を満たしている場合

※満3歳児については、市民税非課税世帯に限ります。

【申請方法】 必要書類を、在園している園が定める日までに園に提出してください。

【必要書類】 ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書 【認定参考様式その2】

② 添付書類 (下表参照)

【認定方法】 申請内容について市が審査のうえ認定の可否を決定し、園を通じて保護者に書面で通知します。

保育の必要性の理由	添付書類
① 就労 (月48時間以上)	会社などにお勤めの方 ⇒・勤務証明書 …………… 自営業、農業をされている方 ⇒・調査(意見)書
② 出産(産前8週、産後8週) ※認定は当該期間のみ	母子手帳の写し (名前、出産(予定)日が明記されているページ)
③ 病気または障がい	診断書、障害者手帳などの写し
④ 親族の介護	診断書、障害者手帳などの写し
⑤ 災害復旧	り災証明書の写し
⑥ 求職活動 ※認定は最大90日	・申立書(市指定様式) ・求職活動をしていることがわかる書類の写し (ハローワークカードなど)
⑦ 就学	在学証明書などの写し

就労状況に変更がなければ、今年度に既に園に提出している証明書の写しでも結構です。



お問い合わせ先

<申請・認定、保育の必要性に関すること>

東根市健康福祉部 子育て健康課 子育て支援係 Tel:0237-43-1155

<給付費の支払に関すること>

東根市教育委員会 管理課 総務係 Tel:0237-43-1170